

○高岡市スポーツ健康センター条例

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 市民に生涯を通じた体力、健康づくりと幅広い年代の交流を図る場を提供し、生涯スポーツの推進と元気あふれる健康のまちづくりの推進に寄与するため、高岡市スポーツ健康センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市スポーツ健康センター

位置 高岡市戸出西部金屋 743 番地

(施設)

第 3 条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 温水プール
- (2) トレーニングルーム
- (3) 浴室
- (4) パークゴルフ場
- (5) 運動広場

(指定管理者による管理)

第 3 条の 2 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条の 3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用に係る料金の収受及び決定に関する業務
- (3) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (4) [前 3 号](#)に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(利用期間等)

第 4 条 センターの施設の利用期間及び利用時間は、[別表第 1](#)のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これらを臨時に変更することができる。

(休業日)

第 5 条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、[前項](#)の許可の際、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 指定管理者は、その利用が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可してはならない。

(1) 公益若しくは公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの管理上支障があると認められるとき。

(4) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としているとき又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、特に不相当と認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、[第6条第1項](#)の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(4) [前条各号](#)に規定する事由が発生したとき。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 [前項](#)の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(連続利用の制限)

第9条 センターの利用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第10条 利用者は、センターの利用に当たって、特別の設備をなし、又はセンターの施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。[第8条第1項](#)の規定により利用の許可を取り消されたときも、同様とする。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が[前項](#)に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(入所の制限)

第13条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、入所を制限し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携行している者
- (4) センターの管理上必要な指示に従わない者

(利用料金)

第14条 利用者は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として、[別表第2](#)に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額の利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、利用の許可の際又は期間利用券の購入の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第17条 利用者は、故意又は過失により建物、附属設備、器具等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年11月11日から施行する。ただし、[第3条第4号](#)、[別表第1](#)パークゴルフ場の項、[別表第2の1](#)施設使用料の表パークゴルフ場の部及び[別表第2の2](#)附属設備使用料の表の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第28号で平成26年9月22日から施行)

附 則(平成 26 年 3 月 20 日条例第 59 号)
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日条例第 85 号)
この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日条例第 51 号)
(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市スポーツ健康センター条例第 6 条の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市スポーツ健康センター条例第 6 条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 27 号)
この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

施設名	利用期間	利用時間
温水プール	通年	午前 10 時から午後 9 時まで(日曜日及び休日にあつては午前 10 時から午後 5 時まで)
トレーニングルーム	通年	午前 9 時から午後 9 時まで(日曜日及び休日にあつては午前 9 時から午後 5 時まで)
浴室	通年	午前 10 時から午後 6 時まで(日曜日及び休日にあつては午前 10 時から午後 5 時まで)
パークゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 9 時から午後 5 時まで(6 月 1 日から 9 月 30 日までは午前 8 時から午後 5 時まで)
運動広場	通年	午前 9 時から午後 5 時まで

別表第 2(第 14 条関係)

1 施設使用料

施設名	区分	単位	利用料金(円)
温水プール	一般	1 回 2 時間以内	300
	小・中・高校生	1 回 2 時間以内	150

トレーニングルーム	一般		1 回 2 時間以内	300
	小・中・高校生		1 回 2 時間以内	150
浴室	一般		1 回	420
	一般(60 歳以上の者)		1 回	200
	小学生		1 回	130
パークゴルフ場	一般		1 日	400
	小・中・高校生		1 日	200
	期間利用 券	一般	1 年券	12,000
		小・中・高校生	1 年券	6,000
運動広場				無料

備考 浴室については、本市に住所を有しない一般(60 歳以上の者)は、一般の利用者区分を適用する。

2 附属設備使用料

施設名	区分	単位	利用料金(円)
パークゴルフ場	ゴルフ用具	1 日	110